

## 會員募集

幼兒教育の必要にして缺く可からざるは今更喋々を要せず。本會は去る明治三十四年の創立以來孜孜として斯業の爲めに常に科學的解決を與へんことを期せり。時恰も戦後に會し大に發展の必要あり。茲に會務を擴張して將に畫する所あらんと欲す。既に幼稚園事業にたづさはれる人は勿論幼兒教育に熱心なる諸君は奮つて御入會あらんことを希望す。

本會規則並に入會手續は裏面を御覽

女子高等師範學校附屬幼稚園

明治三十九年十一月

フ  
レ  
ー  
ベ  
ル  
會

# フレイベル會規則

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレイベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ齎出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參列品、幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ

一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一、十日日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協賛、宣傳等ヲ行フ

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人會務ヲ總理ス

幹事 一人會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

評議員 十人會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

若于人重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ

第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第九條 主幹ハ會長ノ特選トス

第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

第十二條 本會ハ必要ニ應ジ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルベシ

第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

## 會 告

一、本誌發送上差支不尠候に付會員にして移動せられ  
たる節は直ちに本會會計部(東京橋區南  
大工町弘道館)へ向け御通知願  
度候也

若し轉居先の御通知なき爲め本誌發送戻りの分は無致方次回よりの發送中止  
可致候也

一、會費は必ず本會會計部へ向け拂込なる、様願度候  
其際には自何年何月、至何年何月分會費 何圓何十何  
錢也と明記相成度候也

會費領收は從來の如く毎回本誌へ掲載可致候に付若し金額月日等相違あらば  
本會々計部へ御通知願度候也

東京市橋區南大工町一、弘道館内

フレীবел會會計部